

○宮崎大学医学部附属病院病院負担審査委員会規程

平成26年11月19日  
制 定

改正 平成27年7月15日 平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部附属病院に、宮崎大学医学部附属病院病院負担審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。  
(1) 患者の疾患が医学の教育や発展に貢献すると認められる「病院負担患者」に関する事  
(2) 保険適応外・用法外の診療行為の中でも、本院が高度な医療の開発・推進する上で必要な「病院負担診療」に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長の指名する副病院長
- (2) 内科の診療科長のうちから1人
- (3) 外科の診療科長のうちから1人
- (4) 内科系の診療科長のうちから1人
- (5) 外科系の診療科長のうちから1人
- (6) 小児科の診療科長
- (7) 薬剤部長
- (8) 放射線部長
- (9) 臨床倫理部長
- (10) 保険審査委員のうちから1人
- (11) 管理課長
- (12) 医事課長
- (13) その他委員長が必要と認める者

2 前項第2号から第6号の委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。  
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。